

令和7年 第1回

川西市教育委員会（臨時会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 議案等審議結果	4
○ 会議の顛末	5～17

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和7年1月9日（木） 午後3時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案第 1 号	（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に係る 意見提出手続結果について	

○ 出席者

教 育 長 石田 剛

委 員 治部 陽介
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉見 昇一

委 員 金子 愛

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長
教 育 推 進 部 理 事
(教育保育・インクルーシブ推進担当)

中西 哲
下内 卓夫

教 育 推 進 部 副 部 長
教 育 総 務 課 長
教 育 政 策 課 長

岩脇 茂樹
田中 秀弥
富本 幸二郎

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査

石黒 未央

○ 議案等審議結果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 結 果
議 案 第 1 号	(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針 (案) に係る意見提出手続結果について	7. 1 . 9	7. 1 . 9	可 決

[開会 午後 3 時 0 0 分]

石田教育長	それではお待たせしました。 ただ今より、令和 7 年第 1 回川西市教育委員会臨時会を開会いたします。 まず初めに、本日の出席者をご報告いたします。本日は全員出席でございます。 治部委員と倉見委員につきましてはオンラインでの出席でございます。 治部委員、入室確認をお願いいたします。
治部委員	はい。治部です。入室してます。
石田教育長	はい。倉見委員、入室確認をお願いします。
倉見委員	はい。倉見です。入室しております。よろしくお願いいたします。
石田教育長	はい。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。 なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
教育総務課長 (田中)	本日の事務局職員の出席についてご報告申しあげます。 本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
石田教育長	次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。 これより日程に入ります。日程番号 1「議事録署名委員の選任」を行います。 教育長において、佐々木委員、治部委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。 それでは、日程第 2、議案第 1 号「（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に係る意見提出手続結果について」であります。 事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長 (富本)	それでは、議案第 1 号「（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に係る意見提出手続結果について」ご説明申しあげます。 議案書の 3 ページをご覧ください。

本案は、（仮称）川西市立学校のあり方基本方針を策定するにあたり、実施した意見提出手続きの結果について、川西教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定より議決を求めるものであります。

なお、本案は、提出された意見に対する教育委員会としての検討結果を決定するものであります。

それでは、（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に係る意見提出手続結果についてご説明いたします。

資料は1から4まで用意しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1でございます。「（仮称）川西市立学校のあり方基本方針（案）に係る意見提出手続結果」の資料でございます。

意見募集期間は令和6年11月18日、月曜日から令和6年12月17日、火曜日で、意見提出人数は58人、提出件数は79件でございました。お寄せいただきましたご意見は、それぞれの項目に分類して記載しております。

意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、アルファベット表記に変えて提出者欄に記載をしてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、頂きましたご意見に対する市の検討結果についてご説明いたします。

なお、多くのご意見を頂戴しましたことから、主だったご意見につきまして、基本方針（案）の章立て順にご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず、意見番号1番から15番につきまして、基本方針全般に関するご意見についてでございます。

意見番号1番につきましては、「学校統廃合を進めるための方針になっているのではないですか」というご意見を頂いてございます。

検討結果といたしましては、「この基本方針は、今後の川西市の学校のあり方を検討する際の指針となるもので、その中で、望ましい学校規模を実現するための一つの方策として学校の統合を定めております」と回答しております。

また、意見番号3番につきましては、「川西市の小学校、中学校全てで事情を具体的に検討するべきではありませんか」とのご意見でございます。

検討結果といたしましては、「この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域の個別具体的な事情を検討するものではないことと、検討の対象となった学校については、地域の皆さまと具体的な事

情を含めて検討を進めていくこと」を回答させていただいております。

意見番号8番につきましては、「今の小学校はクラス数が少な過ぎるので、早期に統合してほしい。また、児童や、児童の保護者の意見を優先してほしいです」などのご意見を頂いております。

検討結果といたしましては、「「子どもの学びの場」という本来の学校の機能を第一に考えて検討を進める一方で、学校が地域にとって重要な役割を果たしていることも認識しており、今後の学校のあり方を検討する際には、保護者をはじめとする地域の皆さまに向けて説明会を開催し、丁寧に説明することで、地域の皆さまに円滑にご理解いただけるよう取り組むこと」を回答してございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

意見番号10番につきましては、「子育てには人もお金も必要なので、学童保育の充実や手当などを頑張してほしいと思います」や、「地方に行けば少ない人数の学校もあるので、統合などせずにこのままがいいと思います」というご意見でございます。

検討結果としましては、「川西市として、児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えています。

また、学校施設を活用した放課後居場所づくり事業などと連携し、待機児童の解消を図り、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを進めていくことにしております」と回答しております。

続きまして、意見番号12番および14番のご意見につきましては、「子育て世代の転入者を増やすところから始めてほしい」というご意見や、「共働き世帯が増えれば税収も増え、子どもの人口増加も見込まれ、学校の統廃合を検討しなくてもよくなる可能性も出てくると思います」というご意見でございました。

検討結果としまして、「本市の第6次川西市総合計画では、基本姿勢として、『まず「子どもの幸せ」から始める』を柱の一つとして位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進め、近年の本市の子育て世帯の転入転出の状況を見ると、転入のほうが多い状況となっており、子育て世帯に選ばれる自治体となっています。子育て世帯をはじめ、市民一人一人に住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指しています」としております。また、「仮に学校を統廃合した地域で子供が増えることがあったとしても、長期的に見た場合、再度学校を新設しなければならない事態が生じるとは考えにくい状況で、学校の統廃合を行う際は、地域の実

情に応じた特色のある教育を推進することとしており、適切な教育環境の整備により、地域や住宅地の魅力が向上するものと考えています」と回答しております。

次に、意見番号１６番から２０番につきまして、「第１章 はじめに」の部分に関するご意見でございます。

意見番号１６番につきましては、「切磋琢磨とは、具体的にどのような内容ですか。競争関係を形成することではないのですか」というご意見でございます。

検討結果としましては、「「切磋琢磨」とは、単に競争することではなく、仲間の成長を思い、共に努力しながら、自分も共に成長していくことを意味し、集団で学び合う環境は必要だと考えています」と回答しています。

次に、３ページをお願いいたします。

意見番号２１番から２６番につきまして、「第３章 １学校規模等に関する基準（１）望ましい学校規模」に関するご意見でございます。

意見番号２４番につきまして、「既に学校規模が下回っている学校に対しては、市として対策を講じていただきたい。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要です」というご意見でございます。

検討結果としましては、「規模が小さい学校は、教職員が少なくなること、教職員１人の負担が増えることは認識しております。望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています」と回答しております。

次に、意見番号２７番から５１番につきましては、「第３章 １学校規模等に関する基準（２）学級規模」に関するご意見でございます。

意見番号２７番、２８番につきましては、「小学校だけでなく、中学校でも３５人以下学級にしてください」や、「子供の数が減っていくことが予想されている中で、きめ細やかな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです」というご意見でございます。

検討結果としましては、「市独自の基準を設けるのは、教員確保など、持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えるため、国の動向を注視していきます」と回答しています。

次に、意見番号３４番につきまして、「国の基準では、小学校３５人、中学校４０人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からも、ここに含まれていて当然だと考えます」というご意見を頂いております。

検討結果としましては、「特別支援学級の児童生徒は特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。

また、市として、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が交流学級の担任と連携し、必要に応じて指導および支援を行っています」と回答しています。

次に、5 ページをお願いいたします。意見番号 5 2 番から 5 7 番につきまして、「第 3 章 1 学校規模等に関する基準（3）通学距離・通学時間」に関するご意見でございます。

意見番号 5 2 番につきましては、「少子化が進行する中で、小学校の統合は仕方ないと思う。統合される可能性の学校を知りたいです」といったご意見でございます。

検討結果としましては、「少子化が進行していく中で、統合を含めた学校のあり方を検討しなければならないと考えています。この方針に基づいて、現在の各学校の学級数を照らし合わせ、継続して学年が単学級となっている学校は、現時点で、清和台小学校と清和台南小学校が該当しますが、これらの学校については統合が決定しているわけではありません。まずは、保護者や地域の皆さまに現状や今後の進め方について、情報共有の場を持つ考えです」と回答させていただいております。

次に、6 ページをお願いいたします。

意見番号 5 5 番につきましては、「統合により校区が広がるエリアについては、スクールバスをご検討いただきたいと思います」というご意見でございます。

検討結果としまして、「通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が、ほかの学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など、合理的な手法を検討します」と回答しております。

次に、意見番号 5 8 番から 6 1 番につきまして、「第 3 章 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策（1）検討の基準」に関するご意見でございます。

意見番号 5 8 番につきましては、「文科省の手引きに示すように、学校統廃合は子ども、保護者の当事者をはじめ、地域での合意形成が必要で、その議論には少人数教育のメリットも説明し、学校統廃合をしないという選択も可能という情報提供が公正にされている必要があります。川西市立学校のあり方基本方針はその点が全く触れられておらず、明らかに学校統廃合を進めるための方針になってしまっているのではないですか」という

ご意見でございます。

検討結果としましては、「継続して学年が単学級となった場合という基準は、保護者や地域の皆さまと話し合いを持つためのものです。子どもや保護者をはじめ、地域の皆さまのご理解をいただく必要があるため、地域説明会を開催し、単学級のメリット・デメリットを共有した上で、どのような学校のあり方がいいのか検討していきたいと考えています」と回答しています。

意見番号59番につきましては、「小規模校かどうかによって検討の方向性が大きく変わる重要な要素であるため、基本方針に、小規模校および大規模校の定義を明示しておくことが必要ではないか」というご趣旨のご意見でございます。

検討結果としましては、「ご意見のとおり、小規模校、大規模校の定義を追加し、学校全体の学級数よりも、1学年の学級数が大切だと考え、望ましい学校規模を「小学校各学年2～3学級」および「中学校各学年4～6学級」としています。この基準に基づき、望ましい学校規模を下回る学校を小規模校、上回る学校を大規模校としています」と回答しています。

次に、意見番号62番から75番につきまして、「第3章 2望ましい学校規模に向けた基準および方策（3）特色のある教育」に関するご意見でございます。

意見番号64番につきましては、「教師のレベルアップおよび研究授業を進めるべきと考えます。タブレット授業をしないで、もう少し統一化してほしい」などのご意見でございます。検討結果としましては、「子どもたちの学びを支える教職員が、研究授業等を通じて資質能力の向上が図れるよう、教育委員会として支援に努めることや、ICT機器については、活用場面や有効性を整理しながら、子どもたちが主体的に学習に取り組むツールの一つとして活用を進めています」と回答しています。

次に、7ページをお願いいたします。

意見番号65番につきましては、「子どもたちの大切な教育課程。先生にゆとりが必要と思います。教職員数が少ない。これからも教職員増はできないのですか。小中一貫校を望みます」というご意見でございます。

検討結果としましては、「規模が小さい学校は、教職員が少なくなることで、教職員1人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は国や県の基準に従って配置されるため、市独自の基準を設けることは、教員確保など、持続可能性の観点から難しいと考えています。小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策

を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています」と回答しています。

次に、10ページをお願いします。

意見番号76番から79番につきましては、「第3章 2望ましい学校規模に向けた基準および方策（4）望ましい学校規模に向けた留意事項」に関するご意見でございます。

意見番号77番につきまして、「児童生徒への真の配慮とは、子どもの意見表明権を保障することではないですか」というご意見でございます。

検討結果としましては、「一番の当事者である子どもの意見を聞くことは大切だと考えております。検討の対象となる学校が決まった場合には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどして、子どもの意見を聞いていきたいと考えています」と回答しております。

次に、意見番号79番につきましては、「学校運営協議会を丁寧な協議の場にするのではなく、保護者、住民の意見を公正に反映できる協議の場を設けるべきではありませんか」というご意見でございます。

検討結果としましては、「今後の学校のあり方を検討する際には、学校運営協議会との協議のみで決定すると定めているわけではなく、地域説明会を開催するなど、保護者や地域の皆さまへ説明し、どのように協議をしていくかも一緒に考えていきます」としております。

次に、11ページをお願いいたします。

今回、提出されたご意見で、パブリックコメントの要件を満たしていないご意見に関しましては、参考としてご意見のみ掲載をしております。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。

11月15日の議員協議会の際に頂きましたご意見、48項目について、市の検討結果としてまとめております。ここでは、この方針案を変更することとしたご意見を中心にご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

意見番号の7番でございます。「学校のあり方というタイトルでは、市民の捉え方がいろいろ出てきてしまい、学校規模以外の意見も出てしまうのではないかと思います。タイトルは変更できないのでしょうか」というご意見を頂いております。

ご意見を踏まえて、市民の皆さまに分かりやすい表題となるように、「～望ましい学校規模を確保するために～」という副題を追記させていただいております。

次に、4ページをお願いいたします。

意見番号35番でございます。「小規模校、大規模校の定義を記載してほしい」というご意見を頂いております。

議員および市民からのご意見を踏まえまして、資料3の「修正対比表」の1ページにありますとおり、定義を追記させていただいております。

次に、意見番号39番でございます。

「小中一貫教育とは」や「インクルーシブ教育とは」という主語がないため、付けていただきたいと思います」というご意見を頂いております。

ご意見を踏まえまして、主語を追記をさせていただいております。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3をお願いいたします。

ただ今、資料2でご説明いたしました追記以外で修正した点につきまして、ご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

上から二つ目の項目でございますが、文言整理による修正をさせていただいております。

次に、2ページをお願いいたします。

一番下の項目では、登下校についての項目でございます。

スクールバスの導入に関するご意見を頂きましたので、記載内容を少し詳しくなるように、「統合等によって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します」に修正しております。

説明は以上でございます。

資料4の「(仮称)川西市立学校のあり方基本方針(案)」につきましてもご参照いただき、よろしくご協議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

それでは、資料が多いですので、資料順番にいきたいと思っています。

まず、資料1のほうです。よろしいでしょうか。

市民からの意見のところ、全部で79のコメントがありますけれども、この中で何か気になる表現とか回答とかで質問、ご意見があったらお願いします。

倉見委員

すいません、よろしいでしょうか。

事前に資料を見させていただいた中で、資料1の52番から57番までのご意見の中に、スクールバスの導入について検討いただけないかという

ご意見が出てましたので、市の回答、検討結果の中にも、それを踏まえた回答をもう少し丁寧に付け加えたらどうかなということを事前に申しあげたところ、スクールバスの導入というダイレクトな言葉を入れていただきましたので、ありがとうございます。

以上です。

石田教育長 その経緯について、課長のほうから説明の補足をお願いできますか。

教育政策課長
（富本） 今回の市の検討結果を作成するに当たりまして、事前に教育委員の皆さまに資料のほう配布、事務局のほうで作成したものを素案としてお配りをさせていただいて、事前にご意見を頂戴しております。

その中で、倉見委員のほうから、市の検討結果の中に、スクールバスの導入ということについて市民の方からの意見があるということに対して、丁寧に回答を作成をするべきではないかというご意見を頂き、それに基づいて、また事務局のほうで、内部で協議、検討させていただきまして、こういった形でスクールバスの導入など、合理的な手法を検討しますという形の検討結果とさせていただいたという経緯でございます。

以上です。

石田教育長 今、担当課長からもありましたように、質問、意見の内容が、具体的にスクールバスという交通手段について質疑があるのであれば、検討結果の中にもスクールバスという文言、スクールバスについての基本的な考え方も明確に書いておくべきではないかということで、そういう文言を付け足しているところです。それによって、より意見についての検討結果が反映しやすかったかなというふうに思っています。

倉見委員、よろしいでしょうか。

倉見委員 はい。ありがとうございます。

石田教育長 ありがとうございます。
次に佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 資料１の１０ページで、市民の方からのご質問の７９番のところにあります、２行目で、「学校運営協議会を丁寧な協議の場にするのではなく、保護者、住民の意見を公正に反映できる協議の場を設けるべきではありませんか」とのご意見に対する回答で、「地域説明会を開催するなど、保護

者や地域の皆さまに説明し、どのように協議していくかも一緒に考えていきます」とありますが、このところを具体的にもう少し詳しく説明していただきたいなと思いました。

石田教育長 79番について、ご質問といいますか、詳しい説明が欲しいということなので、担当課長、よろしいですか。

01:05:07

教育政策課長 (富本) 79番のご意見でございます。ここのご意見は、恐らく学校運営協議会が、その中だけで協議をして学校のあり方、学校の統廃合含めて、その地域の学校のあり方を決定するということではなしに、広く意見を聞いてほしいという、そういった意向のご意見かなというふうに認識しております。

市の回答としまして、この基本方針に記載している中には、そういった検討をする際に、学校運営協議会との協議のみで決定するということは定めてるわけではありませんというふうな回答とさせていただいております。もちろん、今後、学校運営協議会の方も含めて、それを中心にお話し合いをすることにはなることは想定されますけども、あくまで、そこだけで何か決めるということではなくて、それまでの過程として学校運営協議会の皆さんとお話し合いをした内容を、地域の住民の方や保護者の皆さんに説明をするとともに、またいろんな意見を頂戴をしながら、アンケートするなり、子どもの意見を聞いたりということで、さまざまな手法でもっていろんな意見を聞く努力をしていきたいというふうに考えております。

その上で、最終的に決定をしていくのはわれわれ教育委員会であるというふうに考えておりますので、学校運営協議会などの、何かの機関で何かを決定するというなことも考えておりませんし、しっかり意見を聞いて、教育委員会として決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

石田教育長 学校運営協議会のメンバーでつくる、そういう協議の場と同時に、地域説明会や、ここには記載されてませんが、アンケートとかそういうような形で、できるだけ意見を聞ける場をつくって、報告とか協議の場をつくっていくということで役割分担をしていくということですね。

佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員 はい。ありがとうございます。

石田教育長	他、よろしいですか。 治部委員、どうぞ。
治部委員	今回、市民からのコメントの中に、インクルーシブ教育についてのコメントも多く見受けられました。その中には、例えば、特別支援教育の質がどう変わるんだとか、あとは、外国籍の子どもたちへの配慮がどうなのかとか、いろんな、インクルーシブ教育についての疑問を多くの市民の方が考えているんだなっていうのを感じました。 教育委員会としても、このインクルーシブ教育の質を確保できるように努力していきたいなと、僕自身読んで思いました。感想です。 以上です。
石田教育長	ありがとうございました。 学校のあり方という大きなテーマの中で、適正規模についてのことでしたが、適正規模に関することであっても、やっぱりインクルーシブ的な視点が必要であるというところをもう一度確認しながら進めていく必要があるのかなというふうに考えています。感想ありがとうございました。 それでは次に、資料の2の市議会意見と検討結果についてということで、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。
倉見委員	すいません、また私から一つあるんですが。よろしくをお願いします。 3ページの意見番号の23なんですけども、市の検討結果の最後のフレーズで「そのため、5年程度の見通しの中で判断をしていくことが大切だと考えています」という言葉があるんですが、この5年程度という、5年というのは、何か根拠みたいなものはあるんでしょうか。
石田教育長	担当課長、お願いします。
教育政策課長 (富本)	はい。この、5年程度の見通しの中で判断をしていくことが大切であると考えている部分でございしますが、各学校の校区の中で、どのぐらいの子どもたちが小学校に進学といいますか、入学していくかという推計を考えた時に、一定、実際の出生数といいますか、0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児という現実の数字が見込めるというのが、おおむね5年程度というところでございます。 この推計を見ながら学校の規模というのが、一定程度トレンドが分かっ

てくると、傾向性が分かってくるというところで、5年程度を一つの見通しの判断として置いているということと、あと、その程度の期間の中で、学校規模が大きくなる、小さくなるというところを見た上で、対応を検討して対策ができる期間として5年程度というのが大切だというふうに考えているということでございます。

以上です。

石田教育長

意見にあるように、20年、30年という長期的なスパンも必要なのですが、なかなか長期的なスパンで全てを見るというのが難しい中で、やはり5年でデータがある程度見通せる範囲で考えていくというのが5年という、そういうニュアンスになっているかなというふうに思っています。

倉見委員、よろしいでしょうか。

倉見委員

はい。ありがとうございました。

石田教育長

他、よろしいでしょうか。

今のようなご意見を頂いて市の検討結果を反映させたものが資料3、資料4になっています。資料4には、資料3のところで修正した部分が加筆されて、資料4という形になってるところです。

特に、先ほどもありました、資料4の8ページのウ、登下校についてというところで、公共交通機関の利用やスクールバスの導入などということで、先ほど質疑がありましたようなところを反映させているという理解でいいかなというふうに思っています。

先ほども話がありましたように、従前からずっと継続的に協議会等で見ていただいて、教育委員さんにはご意見を頂きながら、また、それに対する回答を検討しながらきたところです。よろしいでしょうか。

それでは、質疑、ご意見はないようですので、お諮りいたします。

それでは、議案第1号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号につきましては可決されました。

以上で本日の議事は全て終わりました。

これをもって、第1回川西市教育委員会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後3時35分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和7年2月13日

署名委員 佐々木 歌織

治部 陽介